

2025年12月19日(金)
愛知県総務局財務部財政課
財政第一・企画・予算第六グループ
担当 安達、足立
内線 2142、2143
ダイヤルイン 052-954-6043
愛知県総務局財務部税務課
税収・税制企画グループ
担当 小島、松本
内線 2174、2175
ダイヤルイン 052-954-6048

都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に向けた検討 についての愛知県知事コメント

- 本日、令和8年度与党税制改正大綱が決定され、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に向けて、以下の措置を講ずることとされました。
 - ・ 特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。
 - ・ 東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。
- 地方法人課税の見直しの議論に際し、本県はこれまで、経済活動の実態を踏まえた「税源の適切な帰属」の観点等から、丁寧に議論を積み重ねるべきであることを、全国知事会議をはじめ、機会あるごとに主張してまいりました。
- また、固定資産税の見直しの議論については、同税が、地方税の基幹税目であり、かつ、固定資産の保有と市町村等が提供する行政サービスとの間の受益関係に着目し、応益原則に基づいて課される、最も典型的な地方税であることを踏まえる必要があります。
- したがって、今回の見直しの検討についても、「税収を地域の経済活動の実態に合わせて適切に帰属させるにはどうすべきか」、「地方税の応益原則をどう考えるか」について、丁寧な議論が積み重ねられるべきと考えております。

- その際の議論においては、地方税全体を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることが何より重要であること、都市と地方の自立・連携・共生を図る観点から、地方創生の取組をより強力に加速化させることも必要であることも、本県が繰り返し主張してきたところであり、改めて申し上げたいと思います。
- 本県としては、今後の議論の動向を注視しつつ、引き続き、様々な機会を捉え、地方分権改革の趣旨に沿った地方税財政のあり方等について、国に対し提案・要請してまいります。

2025年12月19日
愛知県知事 大村 秀章